

決済用普通預金から普通預金への取扱変更についてのご説明

このたび、お申いただきました決済用普通預金から普通預金（お利息がつく普通預金）への取扱変更については、本書面記載の内容に基づきお取り扱いさせていただきます。

つきましては、下記のお取り扱い内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 既存の決済用普通預金を普通預金（お利息がつく普通預金）に変更する際の取扱い

- (1) 決済用普通預金は、預金保険制度による全額保護の対象ですが、普通預金（お利息がつく普通預金）は、預金保険制度による全額保護の対象となりません。定期預金、定期積金等の決済用預金以外の預金等と合算して、1金融機関につき1預金者あたり、元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます。
- (2) 普通預金利息にかかる規定以外につきましては、「普通預金（決済用普通預金）規定」および「総合口座取引規定」により取扱います。
- (3) 普通預金（お利息がつく普通預金）に変更後もご利用中の口座番号は変更ございません。
なおご利用中のキャッシュカードについてもそのままご利用いただけます。

2. 普通預金規定第7条1項に係る取扱い

決済用普通預金は無利息でしたが、普通預金（お利息のつく普通預金）への変更後は、下記規定により取扱います。

※普通預金規定第7条1項（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第2土曜日の翌日（非居住者円普通預金は毎年3月と9月の第2土曜日の翌営業日）に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

3. 総合口座取引規定第6条1項に係る取扱い

総合口座決済用普通預金は無利息でしたが、総合口座普通預金（お利息がつく普通預金）への変更後は、下記規定により取扱います。

※総合口座取引規定第6条1項（預金利息の支払）

普通預金〔中略〕の利息は、毎年3月と9月の第2土曜日の翌日に、普通預金に組入れます。

以上